の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法を含む。）、厚生年金特例法（平成二十五年厚生年金等改正法附則第百四十一条第一項及び第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法附則第百四十条の規定による改正前の厚生年金特例法を含む。）及び子ども・子育て支援法に基づく納付又は徴収に関する期限のうち、次に掲げる地域に所在地を有する事業所又は事務所（健康保険法に基づく期限については、全国健康保険協会の管掌する健康保険の適用を受ける事業所又は事務所に限る。）の事業主、当該地域に住所地又は主たる事務所の所在地を有する船舶所有者（船員保険法第三条に規定する場合においては、同条の規定により船舶所有者の規定が適用される者）、当該地域に主たる事務所の所在地を有する厚生年金基金、当該地域に住所地を有する厚生年金保険法附則第四条の三第一項の規定による被保険者（同条第七項ただし書に規定する事業主の同意がない者に限る。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者並びに当該地域に住所地若しくは事業所若しくは事務所の所在地を有する厚生年金特例法第二条第一項に規定する対象事業主又は当該地域に住所地を有する同条第三項に規定する役員に係るもの、障害者の雇用の促進等に関する法律第三章第二節第二款の規定に基づく申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に主たる事務所の所在地を有する事業主に係るもの並びに徴収法、整備法及び石綿健康被害救済法に基づく申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に所在地を有する事業場の事業主若しくは平成二十八年四月十四日において、労働保険事務組合であって当該地域にその主たる事務所の所在地を有するもの（以下「特定事務組合」という。）に労働保険事務を委託している事業主又は特定事務組合に係るもので、その期限が同日から同年十二月十五日までの間に到来するものについて、同月十六日とする。

平成二十八年十月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

○厚生労働省告示第三百八十六号

労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令（昭和四十八年政令第百九十五号）第一条第一項第一号ただし書及び第二項第一号ただし書に規定する厚生労働大臣が定める日は、平成二十八年四月十四日において次の表の上欄に掲げる地域の区域内にその主たる事務所の所在地を有する労働保険事務組合又は同日において当該区域内に所在地を有する事業場の事業主から労働保険事務若しくは一般拠出金事務の委託を受けている労働保険事務組合ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる日とする。

平成二十八年十月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

都道府県名	地域
熊本県	熊本市 阿蘇郡西原村 阿蘇郡南阿蘇村 上益城郡御船町 上益城郡益城町

○厚生労働省告示第三百八十七号

確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第百七十五号）第十六条の二第一項及び第二項の規定に基づき、熊本県における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例（平成二十八年厚生労働省告示第二百二十二号）第二号において別途厚生労働省告示で定めることとされている日のうち、次に掲げる地域に所在地を有する実施事業所の事業主、当該地域に住所を有する企業型年金加入者又は当該地域に所在地を有する実施事業所の事業主を介して企業型年金加入者掛金を納付する企業型年金加入者に係るものについて、平成二十八年十一月三十日とする。

平成二十八年十月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

都道府県名	指定地域	
熊本県	熊本市のうち熊本市、阿蘇郡西原村、阿蘇郡南阿蘇村、上益城郡御船町及び上益城郡益城町を除く地域	平成二十八年十一月三十日
	熊本県のうち熊本市、阿蘇郡西原村、阿蘇郡南阿蘇村、上益城郡御船町及び上益城郡益城町	平成二十八年十二月十六日

○厚生労働省告示第三百八十八号

確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第百七十五号）第十六条の二第一項及び第二項の規定に基づき、熊本県における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例（平成二十八年厚生労働省告示第二百二十二号）第二号において別途厚生労働省告示で定めることとされている日のうち、次に掲げる地域に所在地を有する実施事業所の事業主、当該地域に住所を有する企業型年金加入者又は当該地域に所在地を有する実施事業所の事業主を介して企業型年金加入者掛金を納付する企業型年金加入者に係るものについて、平成二十八年十二月十六日とする。

平成二十八年十月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

都道府県名	指定地域
熊本県	八代市 人吉市 荒尾市 水俣市 玉名市 山鹿市 菊池市 宇土市 上天草市 宇城市 阿蘇市 天草市 合志市 下益城郡美里町 玉名郡玉東町 玉名郡南関町 玉名郡長洲町 玉名郡和水町 菊池郡大津町 菊池郡菊陽町 阿蘇郡南小国町 阿蘇郡小国町 阿蘇郡産山村 阿蘇郡高森町 上益城郡嘉島町 上益城郡甲佐町 上益城郡山都町 八代郡氷川町 葦北郡芦北町 葦北郡津奈木町 球磨郡錦町 球磨郡多良木町 球磨郡湯前町 球磨郡水上村 球磨郡相良村 球磨郡五木村 球磨郡山江村 球磨郡球磨村 球磨郡あさぎり町 天草郡苓北町

○国土交通省告示第千百七十一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十八条第七項において準用する同法第二十五条の五十の規定に基づき、一般社団法人日本海事検定協会から登録事項の変更の届出があったので、同法第二十八条第七項において準用する同法第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。

平成二十八年十月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

一般社団法人日本海事検定協会から登録事項の変更の届出があった件

船舶安全法別表第五の上欄に掲げる検査の区分及び内容並びに登録事項の変更の内容　危険物以外の特殊貨物の収納、積付けその他の運送に関する技術的基準への適合性の検査のうち特殊貨物船舶運送規則第十七条第一項に規定する液状化物質の水分についての測定及び同規則第二十五条第一項に規定する液状化物質の積載方法その他積付けについての検査を行う事業所の新設

都道府県名	指定地域
熊本県	熊本市 阿蘇郡西原村 阿蘇郡南阿蘇村 上益城郡御船町 上益城郡益城町